議案第 38 号

立川市一般職職員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者　　立川市長　清　水　庄　平

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の施行による。

立川市一般職職員定数条例の一部を改正する条例

立川市一般職職員定数条例（昭和38年立川市条例第78号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（目的） 第１条　この条例は、議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局に常時勤務する一般職に属する職員の定数について定めることを目的とする。	（目的） 第１条　この条例は、議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局に常時勤務する一般職（教育長を除く。）に属する職員の定数について定めることを目的とする。

附　則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。